



## 日本平ホテル

日本平ホテルでは、宴会・催事等（以下「ご宴会等」と称します）のご契約及び宴会場のご利用に関して、以下のとおり約款を定めておりますので予めご了承くださいますようお願い申し上げます。ただし、個別の契約において、当ホテルとの間で別途取り決めを行う際は、その取り決め条件に従うことと致します。

### <宴会・催事約款>

#### 1. お申込み

ご宴会等のお申込みの際に、以下項目を確認しお申込みとさせていただきます。また、お申込み内容に基づき、見積書を提出させていただきます。

- ① お申込者のご氏名
- ② お申込者のご連絡先
- ③ ご宴会等のご利用日時
- ④ ご宴会等の内容およびご利用人数
- ⑤ その他ホテルが必要と認める事項

#### 2. 内金

内金の金額は、ご宴会等の内容によって当ホテルから提示させていただきます。

#### 3. 契約の成立

当契約は、当ホテルが 1.のお申込みを承諾し、かつ 2.の内金を受領した時に成立するものとします。

#### 4. 有料人数の最終確認

お料理等をご用意する人数（以下「有料人数」と称します）の最終確定は、宴会等開催日の 2 日前の正午までに、ホテル宴会担当者にご連絡ください。それ以降は全て手配が完了致しておりますので、有料人数が減少した場合でも、最終確定時点の有料人数分の料金をご請求させていただきます。

#### 5. 宴会時間

宴会場のご利用開始時間から終了までのご契約時間（以下「宴会時間」と称します）は、所定の室料をお支払いいただき、この宴会時間を超過した場合は追加室料を申し受けます。但し、次の会場使用時刻との関連でご使用時間の超過に応じられない場合もございます。

#### 6. ご精算

ご宴会終了後、確定したご利用金額（以下「ご請求金額」と称します）につきましては、当ホテルが事前に確認したお支払い日までにその費用をお支払いいただきます。ご請求金額に対して内金の過剰入金がある場合には、その差額を当ホテルよりご返金いたします。

#### 7. 装飾・余興等の手配

ご宴会等に関する装飾、音響、照明、余興等につきましては、当ホテルから指定業者に手配させていただきます。主催者が直接ホテルの指定する業者以外の業者に依頼される場合は、ご宴会等を円滑に運営するため事前に当ホテルにご連絡ください。当ホテルの事前の同意を得ないで、直接業者にご依頼されることはご遠慮ください。

当ホテルの了解のもとに主催者が直接ご依頼された業者の行うご宴会等に関連する装飾、余興等の機器及び材料の搬入、搬出、又は看板等のサイズ、その取付方法等、あるいは設置場所設定等につきましては、当ホテルがその業者の方々に指示申し上げます。

## 8. 損害賠償

主催者又は主催者をご依頼された業者の故意又は過失により、当ホテルが損害を被った時は、当該主催者にその損害を補償していただきます。

## 9. 禁止事項

(1)次に掲げる項目につきましては、禁止事項になっておりますので、ご遠慮くださいますようお願い申し上げます。

- ① 犬、猫、小鳥その他の愛玩動物、家畜類等の持込み。
- ② 発火又は引火性の物品持込み。
- ③ 異臭を発生するものの持込み。
- ④ とばく等風紀を乱す行為又は他のお客様の迷惑になるような言動。
- ⑤ 備品等の移動。
- ⑥ 使用目的以外のご利用。
- ⑦ その他法令で禁じられている行為。

(2)楽器演奏については、事前に当ホテルの担当者にご相談くださいますようお願いいたします。事前にご相談のない楽器演奏はご遠慮いただきますので、予めご承知ください。

## 10. 宴会場利用契約締結の拒否と解除

当ホテルは次に掲げる場合において、宴会場の利用契約の締結に応じないか、または既にご契約いただいている場合でも解除することがあります。

- (1)主催者あるいはご宴会等への出席者が「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成4年3月1日施行)による指定暴力団およびその構成員ならびにその関係者であることが判明したとき。
- (2)当ホテル若しくは当ホテル従業員に対し、暴力的要求行為を行い、あるいは、合理的範囲を超える負担を要求した場合。
- (3)ご宴会等にご出席されるお客様が、法令又は公序良俗に反する行為をなさるおそれがあると当ホテルが判断した場合。
- (4)他のお客様にご迷惑をお掛けすると当ホテルが判断したとき。
- (5)利用目的または開催内容において、法令および公序良俗違反のおそれがある場合。
- (6)主催者が、この「宴会・催事約款」あるいは個別に結んだご契約に違反した場合。

## 11. 取消料

すでに成約されているご宴会等をお取消及びご利用日が変更になる場合には、下記の通り取消料又は日付変更料を申し受けます。また、取消日に係らず、装飾や余興など手配済みの実費諸経費（以下実費）に関しては、その実費を申し受けます。

ご宴会当日の 90 日前から 61 日前まで	内金+予約された宴会場の室料正規料金全額+実費
ご宴会当日の 60 日前から 31 日前まで	見積金額の 40%+実費
ご宴会当日の 30 日前から 11 日前まで	見積金額の 60%+実費
ご宴会当日の 10 日前から 3 日前まで	見積金額の 80%+実費
ご宴会当日の 2 日前から当日	見積金額の 100%+実費